

「熊本県地域がん登録事業」について

熊本県地域がん登録事業の取組と「がん登録推進法」の概要

1 「地域がん登録事業」とは

がん対策を推進するには、正確な実態把握が必須であり、国や自治体はその地域に居住している住民で、がん罹患した患者の発病、診断から治療の内容、治癒または死亡に関する情報を、医療機関などから収集して登録し、がんにかかる人数やがん患者の治療状況、がん患者の生存状況を把握し、分析するために実施するもの。
(概要は、別紙1のとおり)

2 運営状況

事業場所：健康福祉部健康局健康づくり推進課中央登録室

協力医療機関数：約65機関

平成24年度登録票受理件数：約18,000件

登録者数（H25/6現在）：約18万人分

3 経緯

平成5年4月

◎熊本県における事業開始

昭和58年の老人保健法制定に伴い「熊本県がん総合対策推進情報システム事業（現：熊本県地域がん登録事業）実施要領」を定め、県内医療機関の協力を得て実施。

平成13年3月

◎熊本県個人情報保護制度審議会の承認

「国の制度化のみならず、条例化も視野に入れたがん登録事業の制度見直しの検討を行い、それらの対応状況を審議会に定期的に報告すること。」

平成14年8月

（平成15年5月施行）

◎健康増進法（第16条）

「国および地方公共団体は、(中略)国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。」

◎厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬局食品保健部長通知

「(把握に努める事業は)地域がん登録事業および脳卒中登録事業であること。」

平成18年6月

（平成19年4月施行）

◎がん対策基本法（第17条）

「国および地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組みを支援するために必要な施策を講ずるものとする。」

◎参議院厚生労働委員会附帯決議

「がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。」

平成25年12月

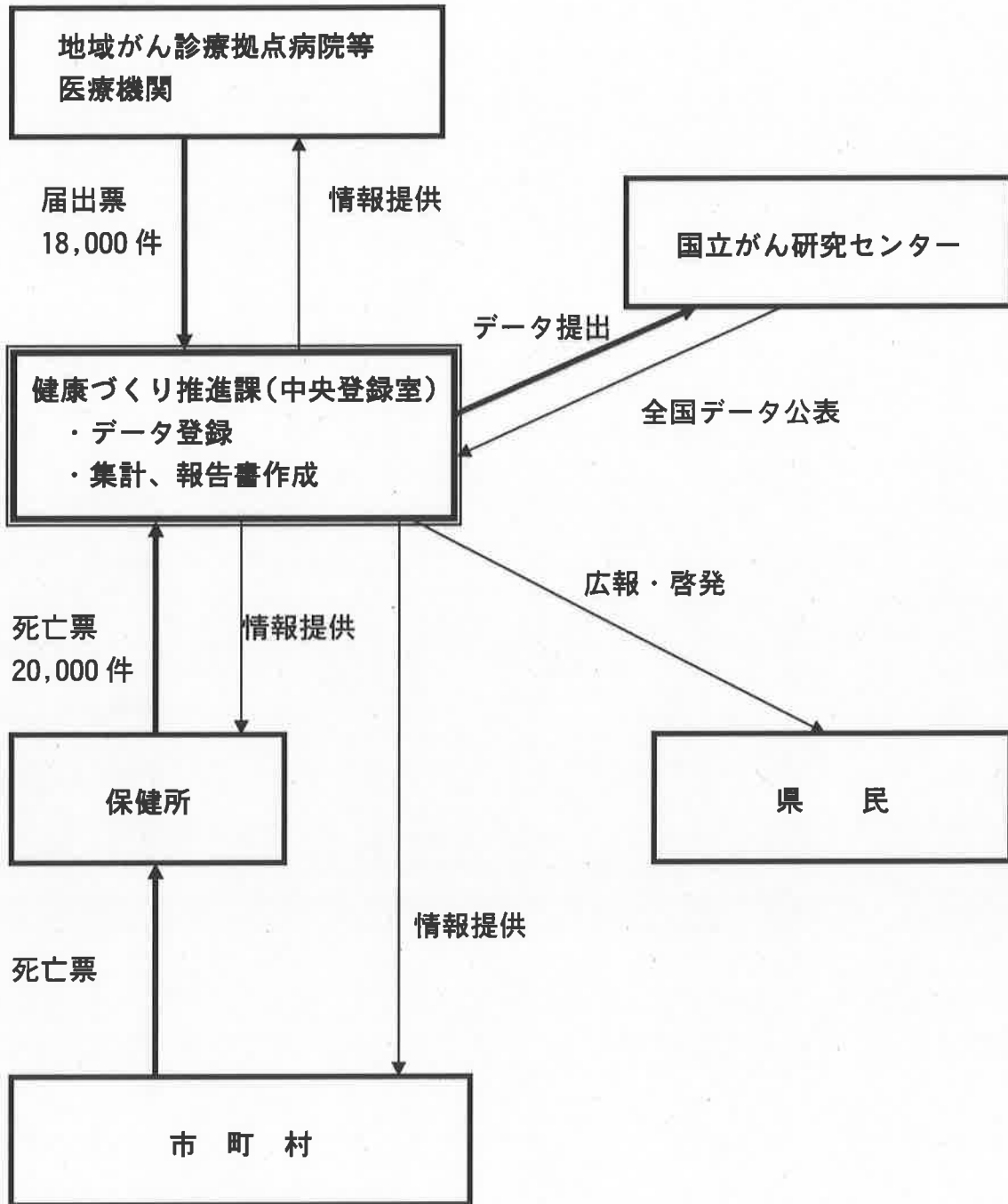
（平成28年1月施行予定）

◎「がん登録等の推進に関する法律」成立

概要は別紙2のとおり。

(別紙1)

地域がん登録の仕組み



「がん登録等の推進に関する法律」概要

がん登録等（全国がん登録及び院内がん登録等の方法によるがん治療情報の収集）

○「全国がん登録」：国内におけるがんの罹患の状況等を把握するため、国が必要な情報を収集し、保存すること（現在の地域がん登録を発展させたもの）

○「院内がん登録」：病院におけるがんの治療の状況等を詳細に把握するため、当該病院が必要な情報を収集し、保存すること（現在の院内がん登録に相当）

⇒がん医療の質の向上等（がん医療の質の向上及びがん予防の推進）、がん・がん医療についての国民への情報提供の充実その他科学的知見に基づくがん対策の一層の充実に資する

基本理念

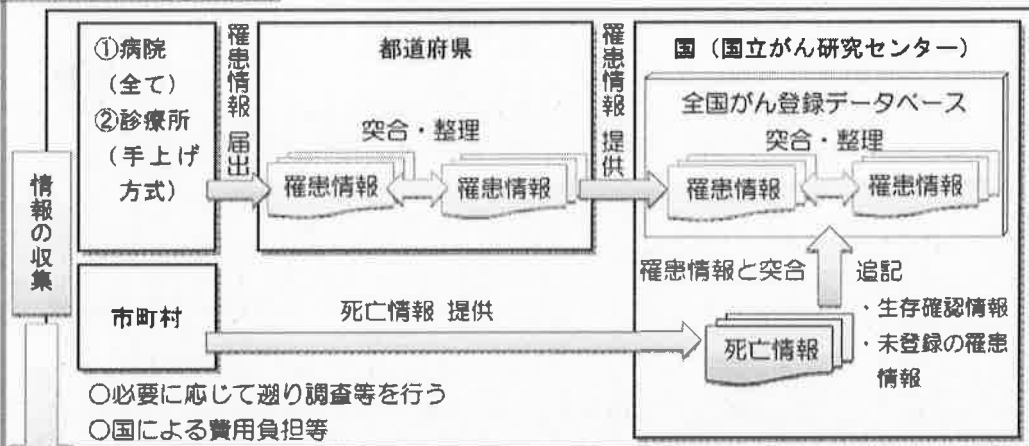
○全国がん登録：罹患等の状況を正確に把握、院内がん登録等への情報提供

○全国がん登録に加え、院内がん登録等の治療に関する詳細な情報の収集

○がん医療の質の向上等、患者等のがん・がん医療の理解の増進に資するよう情報を活用

○がん登録等に係る個人情報等を厳格に保護

全国がん登録の実施等



- 必要に応じて遡り調査等を行う
- 国による費用負担等

利用等の範囲

○国・地方公共団体の統計の作成・がん対策の立案のための調査研究

○届出を行った医療機関への情報提供

○がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
（研究者への顕名データ提供は本人同意がある場合等のみ）

※一定期間経過後は破棄又は匿名化

第三者委員会の意見

個人情報の保護等（秘密漏示等の罰則。情報の適正な管理。開示請求は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国による治療情報の収集等のための体制整備）

がん登録等の情報の活用

○国・都道府県等⇒がん対策立案、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援

○医療機関⇒患者等に対する適切な説明、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上

○がん・がん医療に関する研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献